

仕 様 書

1 案件名称

令和8年度旭区役所宿日直用寝具等借入（概算契約）

2 契約の概要

旭区役所における宿日直業務で毎日使用する寝具等を借り入れる。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 納入場所

大阪市旭区役所内

5 借入組数

6組／日（年間想定数量は、6組×365日＝2,190組）

※数量は概算であり、確約したものではなく、増減することがあるので留意すること。

なお、4月分については、上記数量及び次回納入日までの日数に基づき算出した数量を納入すること。

以降の数量について、変更がない場合は発注者から連絡しない。なお、数量に変更がある場合は、事前に連絡するので、適宜対応すること。

6 借入寝具明細

品目	数量	備考
薄掛布団(夏季用)	1枚／月	夏季期間（5月～10月）
掛布団(冬季用)	1枚／月	その他期間（4月、11月～翌年3月）
敷布団	1枚／月	
枕	1個／月	
毛布	1枚／月	その他期間（4月、11月～翌年3月）
敷布団用マットレス	1枚／月	
包布（薄掛布団、掛布団用）	1枚／週	
敷布（敷布団用）	1枚／週	
枕カバー	1枚／週	

※ 上記品目の寸法や規格は、別紙1「寸法・規格等」に記載。また数量は1組あたりの数量。

7 付帯業務

- 借入寝具のうち「包布」、「敷布」、「枕カバー」（以下、「カバー類」と記載）は、それぞれ1週間に1回交換出来るよう、清潔な交換用のカバー類を品目ごとに分けて次回納入日までに必要な分置いておくこと。
- カバー類は、使用するまでに汚れたりすることのないよう、衛生面を考慮したリネンバッグ等に入れるなどの必要な措置を講じたうえで納入すること。また、使用済のカバー類を入れるためのリネンバッグ等を別途用意するとともに、納入の際は使用済のカバー類を全て回収すること。

- (3) 借入寝具のうち「薄掛布団」、「掛布団」、「敷布団」、「枕」、「毛布」、「敷布団用マットレス」(以下、布団類と記載)は、それぞれ1ヶ月に1度以上、新しいもの(洗濯、補修、打ち直し、乾燥消毒等が済んだ完全なもの)に交換することとし、布団類が清潔に使用出来るよう最善を尽くすこと。
- (4) 上記に記載の付帯業務は、月1回は必ず行うこと。ただし、用意した使用済のカバー類を入れるためのリネンバック等に使用済のカバー類が収納出来なくなるなど衛生面に問題が生じるような場合は、月1回と限らず、複数回実施すること。

8 その他

- (1) 寝具類は使用者に不快感を与えない、寝心地のよいものを供給すること。(例えば、つぎあて、目立つシミ、異臭のあるもの等は使用者に不快感を与える。)
- (2) 借入寝具類は、洗濯、補修、打ち直し、乾燥消毒等が済んだ完全なものを納入すること。納入後、不良品、欠陥品が判明した場合は、速やかに取替えを行うこと。
- (3) 納入場所への納入等は、原則として本市開庁日の午前9時から午後5時30分までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)に行うこと。また納入等を行う際は、事前に発注者まで連絡すること。
- (4) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (5) 受注者は、毎月の借入終了後、原則として翌月5日頃(3月については年度の末日)までに、当該月の納入数量及び納入が完了した旨を書面(参考様式は別紙2のとおり)により発注者に報告すること。
- (6) 支払いは毎月の履行確認後、契約総額から割り戻して算出した単価に当該月の借入実数を乗じ消費税相当額を加えた金額を、受注者からの請求に基づき支払うものとする。
- (7) 契約総額については、1組あたりの単価及び年間想定数量に基づき算出すること。契約当初においては概算で契約し、後日、契約金額を確定するものとする。契約金額の確定は、借入期間満了の日までに借入れた数量に単価を乗じた金額に消費税相当額を加算して行うものとする。
- (8) 本契約には、寝具等の賃貸借や付帯業務等の仕様書に定める業務にかかる一切の経費を含むものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は発注者、受注者双方協議のうえ定めるものとする。
- (10) 納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱を遵守すること。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。
- (11) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (12) 契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。

9 担当

旭区役所 総務課

住 所：大阪市旭区大宮1-1-17

電 話：06-6957-9625

F A X：06-6952-3247

寸法・規格等

品目		寸法・規格
1	薄掛布団（夏季用）	寸法：約 150 cm×210 cm（シングル、許容範囲±5 cm以内） 側地：綿 100%、またはポリエステル 80%綿 20%程度 中綿：0.6 kg以上 布団乾燥機使用可能なものとする
2	掛布団（冬季用）	寸法：約 150 cm×210 cm（シングル、許容範囲±5 cm以内） 側地：綿 100%、またはポリエステル 80%綿 20%程度 中綿：1.6 kg以上 布団乾燥機使用可能なものとする
3	敷布団	寸法：約 100 cm×210 cm（シングル、許容範囲±10 cm以内） 側地：綿 100%、またはポリエステル 80%綿 20%程度 中綿：4.0 kg以上 布団乾燥機使用可能なものとする
4	枕	寸法：約 35 cm×45 cm（許容範囲±5 cm以内） 側地：綿 100%、またはポリエステル 80%綿 20%程度 中材：プラスチックパイプ 1.0 kg以上 布団乾燥機使用可能なものとする
5	毛布	寸法：150 cm×210 cm（許容範囲±5 cm以内） 目付：1.7 kg以上 布団乾燥機使用可能なものとする
6	敷布団用マットレス	寸法：100 cm×210 cm（許容範囲±10 cm以内） 素材：ウレタン 布団乾燥機使用可能なものとする
7	包布 （薄掛布団、掛布団用）	上記 1 の薄掛布団（夏季用）及び 2 の掛布団（冬季用）に適合するもの 寸法：約 155 cm×215 cm（許容範囲±5 cm以内） 素材：綿 100%、または綿 70%ポリエステル 30%
8	敷布 （敷布団用）	上記 3 の敷布団に適合するもの 寸法：約 105 cm×215 cm（許容範囲±10 cm以内） 素材：綿 100%
9	枕カバー	上記 4 の枕に適合するもの 素材：綿 100% 仕様：筒袋型

※ 同等品以上は可とする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。
注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。
なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。
- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。